令和 7 年 12 月 18 日
東日本高速道路株式会社
首都高速道路株式会社
中日本高速道路株式会社
西日本高速道路株式会社
阪神高速道路株式会社
本州四国連絡高速道路株式会社

二輪車 ETC 登録規約で定める個人情報の取得終了のお知らせ

東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社の六会社は、令和 7 年 12 月 22 日（月）以降、二輪車 ETC 登録規約で定めるお客さまの個人情報の取得を行わないこととします。

また、これまでお預かりしておりました二輪車で ETC システムを利用するお客さまの個人情報についても適切に削除・廃棄を行うとともに、個人情報を管理している二輪車 ETC 登録事務局につきましても、個人情報の削除などが完了後、閉局する予定です。

1. 個人情報の取得の終了について

六会社においては、各社が管理する道路において二輪車 ETC が正常に課金されなかった場合の通行料金のお知らせや、安全通行のご案内等を目的として、二輪車 ETC 登録規約（以下「本規約」という。）を平成 18 年 11 月に制定いたしました。二輪車 ETC のセットアップのお申込時に、本規約に基づき、お客さまの同意の上、個人情報を登録いただいており、当該個人情報については、六会社で運営する二輪車 ETC 登録事務局において厳正に管理しているところです。

その後、令和 5 年 9 月の道路整備特別措置法の改正により、正常に通行料金が課金されなかったお客さまへのお知らせについては、二輪車も含めて車籍照会による個人情報の取得が可能となりました。

あわせて、一般財団法人 ITS サービス高度化機構により、ペーパレス化、業務効率化等を目的に、新しい ETC セットアップシステム（以下「新システム」という。）の導入準備が進められており、四輪車については既に使用を開始しております。二輪車についても、まもなく新システムが導入され、安全通行のご案内について、従来の郵送からメールによるご案内が可能となることから、六会社による個人情報を取得する必要がなくなります。

このため、二輪車について新システムに順次移行を開始する令和 7 年 12 月 22 日（月）以降、六会社は、お客さまの個人情報の取得を行わないこととします。

なお、今後、新システムへの完全移行をもって本規約の廃止及び ETC システム利用規程の改正を行う予定です。

2. 登録済みの個人情報の取り扱いについて

これまでご登録いただいておりました個人情報については、今後、本規約の廃止日までに適切に削除・廃棄いたします。

あわせて、個人情報を管理している二輪車 ETC 登録事務局につきましても、個人情報の削除などが完了後、閉局する予定です。

3. お問い合わせ先

＜二輪車 ETC 登録事務局＞

電話番号 045-477-1160（受付時間 9 時～17 時）

（土・日・祝休日（年末年始を含む。）を除きます。）